

山口県交通安全  
シンボルマーク

# 交通やまぐち

住みよい山口 いつも心に 交通安全

発行所

一般財団法人

山口県交通安全協会

(山口県交通安全活動推進センター)  
山口市小郡下郷3560-2山口県総合交通センター内  
電話 083(973)0054

# 秋の全国交通安全運動

実施期間 9月21日(月)～9月30日(水)

～住みよい山口 いつも心に 交通安全～

## 運動の重点

- ・子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ・高齢運転者等の安全運転の励行
- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止
- ・横断歩道における歩行者優先の徹底(県重点)

主催 交通安全山口県対策協議会

## 県下の統一行動日

9月23日(水)	「子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保」を呼びかける日
9月24日(木)	「高齢運転者等の安全運転の励行」を呼びかける日
9月25日(金)	「夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止」を呼びかける日
9月28日(月)	「横断歩道における歩行者優先の徹底」を呼びかける日
9月30日(水)	「交通事故死ゼロ」を目指す日(全国一斉)



宇部地区における街頭キャンペーン

## 運動の目的

秋の行楽シーズンに入り新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援と相まって、家族や仲間でレジャーに出かける機会の増加や県内外からの観光客等により交通量の増加が予想され、また、秋口における日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間に重大な交通事故の多発が懸念されます。

この運動は、県民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止を図ることを目的とします。

## 実施事項

- 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ① 運転者
  - 子供を始めとする歩行者の側方を通過する場合の安全間隔保持や減速などに配意した運転の徹底
  - 交差点等における一時停止、安全確認の徹底
  - 夜間ににおける早めのライト
- ② 地域・家庭
  - 横断歩道における妨害運転（あおり運転）の禁止

- 横断歩道における歩行者優先の実践
- 自転車による妨害運転（あおり運転）の禁止
- 「高齢運転者標識」の表示の励行と表示車両に対する保護
- 「運転卒業証」制度の普及促進
- 「セーフティ・サポートカーS」の利用促進
- 同乗者へのシートベルト等の着用指導
- 子供の体格に合ったチャイルドシートの正しい着用
- 「高齢運転者標識」貼付車両に対する保護義務の周知徹底
- 「スマートフォン」等の着用の禁止
- 「飲んだら乗らない」乗るなら飲まない飲ませない」の徹底
- 飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等の使用の許可の促進
- 横断歩道付近での安全速度の遵守
- 横断歩道では歩行者の優先は運転者の義務であることの再認識
- 「思いやり」と「譲り合い」の心を持った運転の推進
- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 「スマートフォン」等の着用の禁止
- 「スマートフォン」等の使用の危険性の周知

## 2 高齢運転者等の安全運転の励行



- 「高齢運転者標識」の表示の励行と表示車両に対する保護
- 「運転卒業証」制度の普及促進
- 「セーフティ・サポートカーS」の利用促進
- 同乗者へのシートベルト等の着用指導
- 子供の体格に合ったチャイルドシートの正しい着用
- 「高齢運転者標識」貼付車両に対する保護義務の周知徹底
- 「スマートフォン」等の着用の禁止
- 「飲んだら乗らない」乗るなら飲まない飲ませない」の徹底
- 飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等の使用の許可の促進
- 横断歩道付近での安全速度の遵守
- 横断歩道では歩行者の優先は運転者の義務であることの再認識
- 「思いやり」と「譲り合い」の心を持った運転の推進
- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 「スマートフォン」等の着用の禁止
- 「スマートフォン」等の使用の危険性の周知

## 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

- 「高齢運転者標識」の表示の励行と表示車両に対する保護
- 「運転卒業証」制度の普及促進
- 「セーフティ・サポートカーS」の利用促進
- 同乗者へのシートベルト等の着用指導
- 子供の体格に合ったチャイルドシートの正しい着用
- 「高齢運転者標識」貼付車両に対する保護義務の周知徹底
- 「スマートフォン」等の着用の禁止
- 「飲んだら乗らない」乗るなら飲まない飲ませない」の徹底
- 飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等の使用の許可の促進
- 横断歩道付近での安全速度の遵守
- 横断歩道では歩行者の優先は運転者の義務であることの再認識
- 「思いやり」と「譲り合い」の心を持った運転の推進
- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 「スマートフォン」等の着用の禁止
- 「スマートフォン」等の使用の危険性の周知

## 4 横断歩道における歩行者優先の徹底（県重点）

- 「高齢運転者標識」の表示の励行と表示車両に対する保護
- 「運転卒業証」制度の普及促進
- 「セーフティ・サポートカーS」の利用促進
- 同乗者へのシートベルト等の着用指導
- 子供の体格に合ったチャイルドシートの正しい着用
- 「高齢運転者標識」貼付車両に対する保護義務の周知徹底
- 「スマートフォン」等の着用の禁止
- 「飲んだら乗らない」乗るなら飲まない飲ませない」の徹底
- 飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等の使用の許可の促進
- 横断歩道付近での安全速度の遵守
- 横断歩道では歩行者の優先は運転者の義務であることの再認識
- 「思いやり」と「譲り合い」の心を持った運転の推進
- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 「スマートフォン」等の着用の禁止
- 「スマートフォン」等の使用の危険性の周知

と自発的な着用の促進  
夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行  
飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等の危険性の周知

全ての座席のシートベルト着用の徹底  
交通安全学習館やシートベルトコンビンサーの利活用による体験型教育の実施  
運転中の「スマートフォン」等の使用的危険性の周知

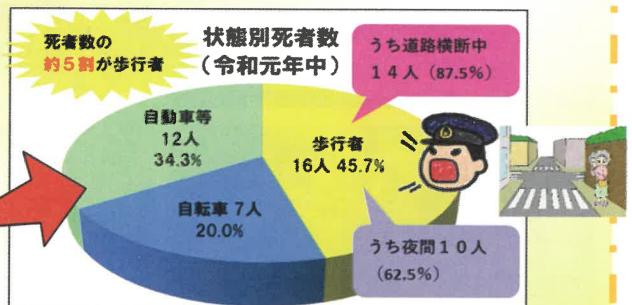
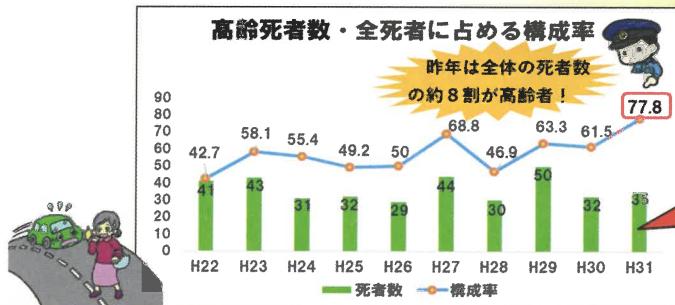


# 高齢者の交通死亡事故発生状況(県内)



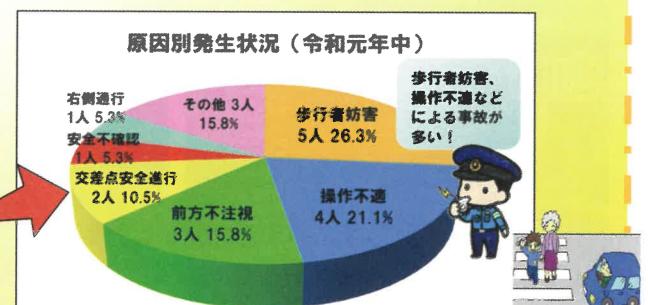
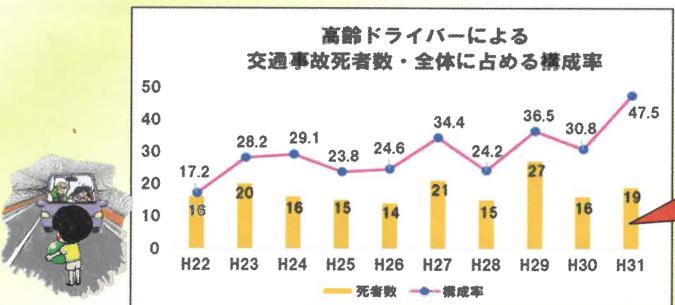
昨年の交通事故死者数は統計の残る昭和26年以降最少の45人でしたが、全死者に占める高齢者の割合は約8割(35人)と非常に高くなっています。

歩行者の方は、道路横断前に左右の安全確認をしっかり行うとともに、夜間外出するときは必ず明るい色の服装と反射材を着用することで自分の存在をアピールしましょう！



昨年、交通死亡事故を起こしたドライバーの約半数が高齢者であり、前年の約3割と比較してもその割合は増加しています。

ドライバーの方は、年齢を重ねることによる身体機能の変化等を意識して安全運転を心掛けましょう！



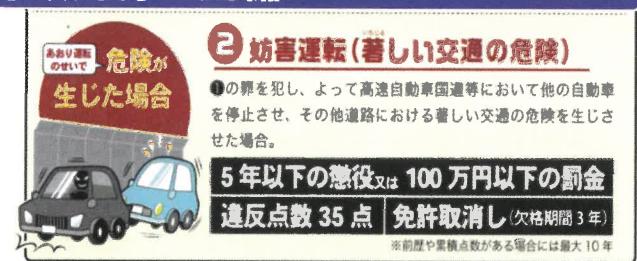
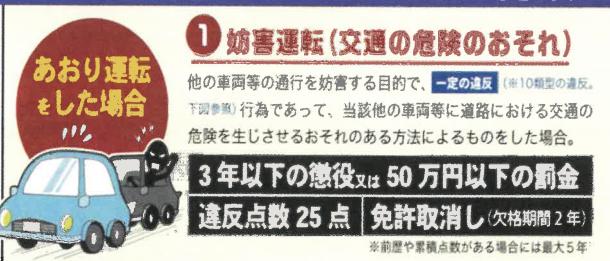
## あおり運転は犯罪！免許取消！



道路交通法改正により、他の車両等の通行を妨げる目的の「あおり運転」は「妨害運転」と規定され、3~5年以下の懲役又は50~100万円以下の罰金と厳しい罰則が設けられたほか、運転免許の取消処分の対象となりました。

運転する時は、「相手に道をゆずる」ことや「車間距離を十分にあける」、「進路変更などの合図は早めに出し、急な進路変更をしない」などの「思いやり・ゆずり合い運転」をお願いします！

### あおり運転に関する罰則の創設と行政処分の整備



### 一定の違反 妨害運転の対象となる10類型の違反



- もし、妨害運転を受けるなどした場合、サービスエリアやパーキングエリア等、交通事故に遭わない場所に避難するとともに**車外に出ることなく110番通報**してください！
- ドライブレコーダーは、妨害運転等の悪質・危険な運転行為の抑止に有効であり、自身や同乗者の身を守ることにつながります！



## 各地区交通安全協会の主な活動(令和2年夏)



柳井・小串・美祢・下関・長府地区でも多くの方が参加され様々な交通安全活動が展開されました。

交通事故のない社会はみんなの願いです。



道路横断する歩行者の安全を優先しよう

各地区交通安全協会は、年間を通じて、地域に根差した様々な交通安全活動を行っています。